

第 185 回岩手県都市計画審議会

1 審議会開催の日時及び場所

- (1) 日時 平成 30 年 11 月 21 日 (水) 13:30~14:30
- (2) 場所 盛岡市勤労福祉会館 5 階 大ホール

2 会議を構成する者の現在総数及び出席者

- (1) 会議を構成する者の現在総数 20 名
- (2) 出席者 11 名

会長	南	正	昭	
委員	佐	藤	ケ	イ
委員	高	橋	孝	眞
委員	谷	藤	裕	明 (代理 村 井 淳)
委員	上	田	吹	黄
委員	遠	藤	一	子
委員	三	宅		諭
委員	佐	藤	義	伸 (代理 松 田 幸 造)
委員	吉	田	耕	一 郎 (代理 保 刈 芳 信)
委員	高	田	昌	行 (代理 十枝内 美 範)
委員	石	川		哲 (代理 昆 徹)

3 議事

○事務局 (都市計画課計画整備担当課長)

ただいまから、第 185 回岩手県都市計画審議会を開催いたします。

本日は、委員 20 名中 11 名の御出席をいただいています。

従いまして、岩手県都市計画審議会条例第 6 条第 2 項に定める定足数に達し、当審議会は成立していることを確認しましたので、報告いたします。

それでは、はじめに岩手県県土整備部 遠藤道路都市担当技監から御挨拶申し上げます。

○事務局 (道路都市担当技監)

岩手県県土整備部道路都市担当技監の遠藤でございます。

開催にあたりまして、一言御挨拶申し上げたいと思います。

本日、盛岡で初雪の観測となりました。非常に寒い一日でございます。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、そしてお足元が悪い中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

皆様方には、日頃から都市計画を始めとした、県行政に対しまして、様々な御助言・御指導を賜っておりますこと、この場をお借りいたしまして御礼申し上げます。

県内における都市計画の取組といたしましては、東日本大震災津波の復興に向けまして、沿岸被災地におきまして、土地区画整理事業などの整備が進み、順次新しいまちが完成してきているところでございます。また、内陸部におきましても、各市町村において着実に取組

が進められています。

こうした中、本日は、3件の議案を付議させていただきます。

一つ目は、奥州市における都市計画道路の変更でございます。

二つ目は、金ヶ崎町における都市計画道路の変更。

三つ目は、山田町におきまして山田地区震災復興土地区画整理事業を実施しておりますが、その事業計画案に対して意見書の提出がありましたので、審査について御審議いただくこととしております。

委員の皆様方におかれましては、忌たんのない御意見をいただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが御挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしく願いいたします。

○事務局（都市計画課計画整備担当課長）

続きまして、前回審議会後に就任された新委員を御紹介させていただきますので、次第の3枚目の出席者名簿を御覧ください。

初めに、岩手県県議会議員 高橋孝眞委員でございます。

次に、関係行政機関の欄になりますが、東北農政局長 鈴木良典委員でございます。本日は都合により欠席されております。

続いて、東北運輸局長 吉田耕一郎委員でございます。本日は代理で、岩手運輸支局長 保刈芳信様に出席いただいております。

続いて、東北地方整備局長 高田昌行委員でございます。本日は代理で、岩手河川国道事務所副所長 十枝内美範様に出席いただいております。

また、学識経験者の9名の委員の皆様につきましては、9月8日付けで任期満了となりましたが、全員が再任となりましたので、お手元の名簿をもって御紹介に代えさせていただきます。

次に、会長選挙を行います。

当審議会の会長は、岩手県都市計画審議会条例第5条第1項の規定により、学識経験者委員の中から委員の選挙によって選出することとされております。

今回は、学識経験者委員の改選後、初の審議会となりますので、会長選挙を行います。

会長選挙の進行は、臨時議長を置いて進めたいと思います。臨時議長の選任につきましては、事務局にお預けいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

（異議なしの声）

○事務局（都市計画課計画整備担当課長）

ありがとうございます。それでは、臨時議長といたしまして、前会長の南委員にお願いしたいと思います。

南委員、臨時議長席のある正面の方に御移動をお願いします。

○臨時議長

それでは、御指名いただきましたので、会長選挙が終了するまでの間、臨時議長を務め

させていただきます。

それでは、会長選挙を行いたいと思いますが、選挙は、先程の事務局からの御説明どおり、当審議会条例第5条第1項に沿って行うことになります。選挙の方法は、従来どおり、指名推薦によることとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

○臨時議長

ありがとうございます。異議なしとのことでございましたので、指名推薦による選挙といたします。

指名推薦を行う方はいらっしゃいますでしょうか。

○委員

前回から会長を務めていただいている南委員に、引き続き会長をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

○臨時議長

私を会長にということでございますが、他に御意見ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

○臨時議長

それでは、私の方で引き続き会長を務めさせていただくということでよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

○臨時議長

それではせん越ながら私が会長を務めさせていただくことで、よろしく願いいたします。

○事務局（都市計画課計画整備担当課長）

ありがとうございます。よろしく願いいたします。

それでは、審議に移る前に、南会長から御挨拶を賜りたいと思います。

○会長

どうも、岩手大学で都市計画等の専門分野を担当しています南と申します。引き続きということですが、よろしく願い申し上げます。

申し上げるまでもないですけれども、岩手県の都市計画審議会は岩手県の都市計画に関わる最も重要な事項について審議をし、県知事に答申していくような、重要な役割を担っております。それぞれの分野からたくさんの委員の方に御賛同いただきまして、御意見をいただきながら岩手県における都市計画の案を作っていくという役割を担っていくこととなります。ぜひ皆様におかれましては、それぞれの御見識、御立場から御意見を賜りまして、会議の進行に御協力賜りますようよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。

○事務局（都市計画課計画整備担当課長）

それでは、ここで、当審議会条例第5条第3項の規定により、会長から職務代理者の指名をお願いしたいと思います。

○会長

職務代理者につきましては、前回から職務代理者を務めていただいております斎藤委員に引き続きお願いしたいと考えております。よろしいでしょうか。

（異議なしの声）

○会長

それでは職務代理者につきましては、引き続き斎藤委員をお願いします。

本日は、斎藤委員は御都合により欠席しておりますが、後日この結果につきまして事務局を通して御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局（都市計画課計画整備担当課長）

それでは、議事に移りますが、当審議会条例第5条第2項の規定により、会長に議長をお願いいたします。

○会長

それでは、議案の審議に入りたいと思います。当審議会の審議は「岩手県都市計画審議会の公開に関する指針」に基づきまして、原則公開することとしております。

案件によりましては、例外的に非公開とする場合がありますが、本日の案件が、公開に適する案件かどうかについて、事務局から説明をお願いします。

○事務局（都市計画課総括課長）

今回の案件は、審議会の公正かつ円滑な審議に著しい支障を生ずることが予想される案件ではございませんので、審議を公開すべきものと考えます。

○会長

ありがとうございます。

それでは、本日の会議は、ただいま御説明がございましたように、全面公開といたしました。

いと存じますが、御異議はございませんでしょうか。

(異議なしの声)

○会長

よろしいでしょうか。それでは、本日の会議は全面公開といたします。

○会長

本日の議案審議に入ります。

【議案第 1 号】

○会長

議案第 1 号「奥州都市計画道路の変更について」を審議いたします。
事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局(都市計画課総括課長)

事務局の岩手県都市計画課総括課長の山田でございます。

議案第 1 号、奥州都市計画道路の変更について御説明をいたします。議案書は 1 ページ、計画書は 3 ページと 4 ページ、図面は 6 ページになります。また、説明は正面のスライドを使用しますので、スクリーンを併せて御覧いただきます。お手元にはスクリーンの画面と同じものをお配りしておりますので、御覧いただきたいと思います。

はじめに、奥州市の都市計画道路の現況について御説明をいたします。

スライドは奥州市の都市計画道路網図でございます。赤線が整備済み区間、黒線が未整備区間を示しております。奥州市の都市計画道路は、水沢地区、江刺地区、前沢地区に分かれ、全体で 57 路線、延長約 151km が都市計画決定されており、整備済み区間は 116km で、計画延長に対して 77% の整備率となっております。

これらの都市計画道路は、これまで個別路線の変更はあったものの、道路網としては 30 年以上見直しをしていない状況となっております。

次に都市計画道路の見直しについて御説明をいたします。都市計画道路の見直しにつきましては、近年、建築制限の長期化により訴訟が起きるなどの問題が生じていることから、国から示されている「都市計画運用指針」におきまして、長期にわたり事業着手されていないものは、その必要性の検証を行い、決定当時と状況が大きく変化した場合などにおいては、見直しを行うことが望ましいものとされております。県では、都市計画道路の見直しに関するガイドラインやマニュアルを作成し、市町村が主体的に都市計画道路の見直しを行うよう働きかけを行っております。

これまでに、盛岡市や花巻市などで都市計画道路の見直しが行われております。

奥州市では、地元説明会などを開催し、地域住民との合意が図られたことから、今回、都市計画道路の見直しによる都市計画変更を行うものでございます。

次に、奥州市の都市計画道路の見直しについて御説明をいたします。奥州市では、平成 26 年度から都市計画道路の見直し作業に着手し、平成 29 年 3 月に見直し方針を策定

いたしまして、見直し対象路線の7路線を選定いたしました。

今回の都市計画変更は、この見直しに基づき行うものでございます。都市計画法の規定に基づきまして、市道については奥州市が、国道、県道は県が定めることとされております。

今回、選定した7路線の見直し対象路線の一部廃止等の変更に伴いまして、交差する路線や、路線番号の振直しなどの変更が生じることから、全体では39路線が変更となります。

このうち赤で囲んだ10路線につきまして、県による都市計画変更手続を行うものでございます。内訳は表の上から順に、奥州市の見直しに関連して変更する路線が2路線、都市計画道路の区域を変更する路線が2路線、路線番号の振直しによる名称変更が6路線となります。

最初に、奥州都市計画道路の見直しに関連して、交差点形状等の変更をする2路線について、御説明をいたします。議案書の6ページ、議案概要図の表の上から2番目、それから一番下、10番目がそれでありまして、議案概要図には写真はございません。

スライドの右上の図の水沢地区の3・4・8号東大通り十字線は、黄色で示しました奥州市決定路線の廃止により、平面交差箇所が減となるものです。なお、今回の変更においても、延長及び代表幅員等の変更はございません。

スライド右下の図の前沢地区の3・4・49号五十人町赤生津橋線は、黄色で示した奥州市決定路線の一部廃止により、交差点の形状が十字交差からT字交差となることにより、交差点部の隅切りが減となるものです。また、路線番号の振直しにより、路線番号が3・4・47号に変更となりますが、延長及び代表幅員等の変更はありません。

次に、江刺地区において、道路改良工事等により整備した道路の区域に合わせて、都市計画道路の区域を変更する2路線について、御説明をいたします。

議案概要図の一覧表の一番上で、①に写真もございます。

3・3・3号新小路餅田線は国道456号でございまして、中堰地区の改良工事により整備した道路の区域に合わせて、終点側の都市計画道路の区域を変更するものでございます。

黄色の区域が現在の計画決定区域、赤の区域が変更後の区域となります。今回の変更によりまして、延長が約7,880mから約7,850mに変更となりますが、代表幅員等の変更はございません。写真の3・3・3号新小路餅田線の終点側の現況写真がこちらになります。北側から南側を見ています。黄色の区域が現在の計画決定区域、赤の区域が変更後の区域となります。

区域の変更の2つ目の路線でございまして、議案概要図の一覧表では上から6番目で、②に写真もございます。

3・4・33号内の町田谷線についても、国道456号でございまして、岩瀬橋の架替え完成後の道路の区域に合わせて、都市計画道路の区域を変更するものでございます。なお、今回の変更においても、延長及び代表幅員等の変更はございません。

写真3・4・33号内の町田谷線終点側の現況写真がこちらになります。黄色の区域が現在の計画決定区域、赤の区域が変更後の区域となります。

次に、名称のみ変更する6路線について、御説明をいたします。議案概要図の表中の、

番号が赤になっている路線でございますが、一番下の3・4・47号は先ほど交差点形状の変更で説明済みでございますので、スライドからはこれを除いております。

今回の奥州都市計画道路の見直しにより、奥州市決定の3路線が廃止されることに伴い、路線番号に欠番が生じることから番号の振直しを行うものでございます。

最後に、都市計画変更に係る手続の状況について御説明をいたします。本年3月28日に奥州市から都市計画変更の申出を受けて、手続を開始しております。その後、奥州市の広報誌等により周知を行った上で、素案を公表し、7月18日から4日間、奥州市内において変更素案に関する説明会を開催したところ、計16名の参加がございました。

また、奥州市への意見聴取や道路管理者への協議を行い、いずれも異存がない旨の回答を得ており、8月31日から9月14日までの2週間、変更案の縦覧及び意見書の提出期間を設けましたが、縦覧者及び意見書の提出はございませんでした。

以上で議案第1号、奥州都市計画道路の変更について説明を終わります。

よろしく御審議のほどお願いします。

○会長

ただいま御説明がございました議案第1号につきまして、御意見、御質問はございますか。

○委員

地図上の道路の延長を理解するために確認したいと思います。今日配布された資料の8ページの5番の下のスライド「区域を変更する路線の①」の部分についてですが、黄色の下の部分の長さが赤の部分の路線に縮まったという、この形状の変化がどういうことを意味しているのかが少し理解ができませんでした。左側に地図状のものがありまして、下に伸びているグレーの線と上に伸びている緑の線がありますけれども、交差するどちらかが廃止になったと、文書の方の変更理由を見ると「3・5・43号の廃止に伴い交差点が解消され直線になった」と書いてありますが、この縮まったところの意味合いがちょっと読めませんでした。

○事務局（都市計画課計画整備担当課長）

黄色い部分で決定していたものが赤い部分の幅と延長で道路改良整備を行いましたという意味で、大部分が改良して完成したところということでございます。隣のグリーンの県道などの地図とは切り離していただきまして、あくまで右側の方の道路を整備する区域、延長を精査した結果、その赤い部分の整備で足りたということでございます。

○委員

現況は、黄色い部分も既存の道路としては存在している意味で、整備する都市計画道路としての整備はここまでという意味ですね。理解しました。

○会長

その他はいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。他にございませんようですので、採決に移りたいと思います。
それでは、議案第1号を原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

○会長

それでは、原案のとおり可決確定いたします。

【議案第2号】

○会長

次に、議案第2号「金ケ崎都市計画道路の変更について」を審議いたします。
事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（都市計画課総括課長）

それでは議案第2号、金ケ崎都市計画道路の変更について御説明いたします。

議案書は7ページ、計画書は9ページ、図面は11ページとなります。こちらも正面のスライドとお手元の資料を御覧いただきたいと思います。

はじめに、金ケ崎都市計画道路の変更概要について御説明いたします。本件は、国道4号金ケ崎拡幅事業の進捗に伴い事業者である国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所の申出により変更を行うものでございます。

図の中の赤い線は岩手県決定として変更する路線、青い線が金ケ崎町決定として変更する路線、黒い線が今回変更しない路線となります。

金ケ崎町内の都市計画道路は、昭和48年に決定して以来、数度の変更を経て、現在では10路線が都市計画決定されています。近年、町内の工業団地への企業立地や国道沿線への商業施設の出店などにより自動車や歩行者の交通量が増加しているため、平成29年に計画幅員の変更を行い、国道4号金ケ崎拡幅として事業化されました。今回、事業の進捗に伴い、岩手県決定となる3・3・1号赤鳥居下庄線の整備に必要な法面範囲を区域に含める都市計画変更を行うものでございます。

また、この変更に伴い、スライドの図で、赤色の丸で囲っている箇所、3路線との交差点部分の変更を行うものでございます。

区域の変更について、御説明をいたします。左の変更前は、スライドの右上の図の青の線で示しております道路の路面の幅で都市計画決定しておりましたが、事業化に伴い、測量設計の結果を反映させることにより、赤の幅で示しております道路両側の法面範囲を区域に追加する都市計画変更を行うものでございます。

このことによりまして、都市計画決定の黄色線の外側の赤色に着色した部分を含めた区域に広げるものでございます。写真でございますが、法面を含める変更について、現地写真に反映させたものがこちらでございます。右側の拡大した写真で、黄色の線が現在の区域でございまして、赤と黄色の間の区域が今回区域に追加をする法面となるものでございます。

続いて、交差点部の変更についての御説明をいたします。左側の図が変更前でございま

す。黄色が国道4号である赤鳥居下庄線の区域、赤色が金ケ崎町決定路線である花沢縦街道線の区域となります。今回変更しようとするのは右側の図になります。現在の赤鳥居下庄線の区域が広がることにより、花沢縦街道線としては、交差点部の区域が縮小する変更となります。スライドの図の緑に着色したところが交差点部として変更で増えるところでございます。このような都市計画道路交差点部の変更が他に2箇所あり、合計3箇所の変更となります。先ほど図面で御説明した内容を写真に反映させたものがこちらでございます。今回変更する内容をまとめたものでございます。岩手県決定である3・3・1号赤鳥居下庄線は、区域及び交差点部が変更となりますが、延長、代表幅員及び車線数の変更はございません。

最後に、都市計画変更に係る手続の状況について御説明いたします。本年7月13日に国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所から都市計画変更の申出を受けて、手続を開始しております。

その後、金ケ崎町の広報誌等により周知を行った上で、素案を公表し、8月31日に金ケ崎町内において変更素案に関する説明会を開催したところ、122名の参加がございました。

また、金ケ崎町への意見聴取や道路管理者への協議を行い、いずれも、異存がない旨の回答を得ており、10月1日から10月15日までの2週間、変更案の縦覧及び意見書の提出期間を設けましたが、縦覧者及び意見書の提出はございませんでした。

以上で議案第2号、金ケ崎都市計画道路の変更について御説明を終わります。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○会長

ただいま御説明がございました議案第2号につきまして、御意見、御質問はございますか。

○委員

変更前の県決定の道路の幅員と変更後の道路の幅員というのは、道路の使用する部分の幅員においては変更がなくて、法面によって拡幅するというお話なので、お聞きしたいです。要するに道路が高く、隣接する土地から道路が高い位置に上がっていくという変更になると思うのですが、交差点の交点になるところが、低い道路から高い道路に上がっていくような勾配をもって交点になるような構造にならないかと見ています。近年作られた新しい道路には、隣接する土地と平らに繋がるのではなく、道路だけが高いものがあります。道路が通過交通のためのものとなって、地域の接点となる土地との親密性というか繋がりがなくなってしまうような状態となって、高く作られる傾向があります。今回もその傾向があって、そのような道路になると見ていましたが、高くする必要性というのが、どういうものなのかをお聞きしたいと思います。

○事務局（都市計画課計画整備担当課長）

道路が高くなるというお話でしたが、基本的には今の道路を拡幅するものでございまして、道路を高くするものではありません。道路の幅プラス本来生じるはずだった法面も含

めて今回設計した結果、ここまで道路の幅がありますということが明らかになったものですから、その部分についても今回変更するというものでございます。基本的には道路の高さについては従前のおりでございます。

○委員

この写真を見ると少し繋がっているように見えます。このままの幅員だと繋がったままで法面を作らなくてもいいのかというように見えたのですが、実測すれば一応現況のレベルに対して法面が生じてしまうということですね。わかりました。

○委員

この国道4号の金ヶ崎・北上間の拡幅については、長年、地域のみなさまから要望をいただいております、やっと実現するというところで、喜ばしく思っております。それで、ここはいつも渋滞が激しいです。赤鳥居のところには三菱ハイテクペーパーがあって、トラックが四六時中出入りしているわけですが、4車線化するとトラックの出入りがかなり厳しいところで、信号を付けてくれないかという話もあったはずですが。そこは信号を付けなくても問題ないということの決定だったと思いますが、その経過を教えてください。

それからもう1点は、工事が進められる、実現するというところで完成の見込みも教えてください。

○会長

いかがでしょうか。

○事務局（都市計画課計画整備担当課長）

国道4号の赤鳥居のところですが、こちらは国の方で整備を進めていただいております、具体的にはちょっと分かりません。完成時期につきましては、未定だと伺っております。

○委員

わかりました。

○会長

その他いかがでしょうか。

よろしければ採決に移りたいと思います。

それでは、議案第2号を原案のおり可決してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

○会長

それでは原案のおり可決確定いたします。

【議案第 3 号】

次に、議案第 3 号「山田都市計画事業山田地区震災復興土地区画整理事業の事業計画案に対する意見書の審査について」を審議いたします。

事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局（都市計画課総括課長）

議案第 3 号、山田都市計画事業山田地区震災復興土地区画整理事業の事業計画案に対する意見書の審査について御説明をいたします。議案書は 12 ページからとなります。こちらにも正面のスライドとお手元の資料を御覧いただきたいと思っております。

はじめに、土地区画整理事業の事業計画に対する意見書の審査について御説明をいたします。

まず、土地区画整理法第 55 条第 1 項に基づき、市町村が土地区画整理事業の事業計画を定めようとする場合、事業計画を 2 週間、町役場等において誰でも閲覧ができる、公衆の縦覧に供しなければなりません。

次に、土地区画整理法第 55 条第 2 項の規定により、利害関係者は、その事業計画に対して、事業計画の縦覧を終えた 2 週間後まで、つまり、4 週間の間に、知事に対して事業計画の変更に関する内容についての意見を意見書として提出することができます。なお、利害関係者とは、具体的には施行地区内の地権者のみではなく、その周辺の事業に係る土地や物件などについて権利を有する方を指します。

そして、知事に対して意見書の提出があった場合には、土地区画整理法第 55 条第 3 項の規定によりまして、県都市計画審議会に付議しなければなりません。

県都市計画審議会に付議された意見書につきましては、土地区画整理法第 55 条第 4 項の規定によりまして、審議会が意見書を採択すべきと議決した場合は、知事が市町村に対し、事業計画について必要な修正を求めることとなります。採択すべきでないとして議決した場合は、知事がその旨を意見書の提出者に通知することとなります。

知事が事業計画の修正を求めた場合には、土地区画整理法第 55 条第 6 項の規定によりまして、施行者は事業計画について必要な箇所の修正を行い、再度、縦覧を行うとともに意見書の提出期間を設ける必要がございます。

その間に意見書の提出があった場合には、再度、審議会に付議しなければなりません。

この一連の手続を繰返し行うこととなります。

本日は、今回提出された意見書の内容、それに対する施行者である山田町の見解及び県の見解を御説明させていただいた後に、委員の皆様にご審議をいただきます。

なお、この審議会では昨年度も他地区において 1 件、事業計画変更に対する意見書について、御審議をいただいたところでございます。

意見書を御審議いただく前に、まず、土地区画整理事業の制度の概要を御説明いたします。土地区画整理事業は、宅地の利用増進を図ることを目的としてなされる面的な整備を行う制度で、一定の区域において、地権者から権利に応じた土地を提供していただき、その土地を集約して、道路、公園などの公共施設の整備に充てるほか、一部を保留地として売却し、事業資金の一部に充てて宅地及び公共施設の整備を行うもので、宅地の利用増進

を図ることを目的としてなされる面的な整備を行う制度です。

県内における事業例といたしましては、盛岡市の盛南地区で施行されました盛岡南新都市土地区画整理事業や東日本大震災津波からの震災復興のために沿岸 7 市町村 19 地区で実施しております震災復興土地区画整理事業などがございます。

次に、山田地区震災復興土地区画整理事業の事業計画について御説明をいたします。本地区は、山田町の中心部にございまして、地区の北西側には町役場等の行政・文化施設が隣接しております。また、地区中央部には J R 山田線陸中山田駅が位置しており、地区内は J R 山田線、地区東側には国道 45 号が、それぞれ南北方向に通っております。

事業区域の設定にあたりましては、過去 2 番目の大きさの津波でございました明治三陸大津波に対応した防潮堤の整備を前提に、東日本大震災津波に対応した宅地の嵩上げにより、山田町の中心市街地としてふさわしいまちの復興を図る区域としております。

こちらの写真は、今年の 10 月に撮影いたしました現地の写真でございます。役場の屋上から南東方向を見た住宅エリアでございまして、画面の左側が北、右側が南になっております。区画道路の整備や宅地造成が進められており、引き渡した宅地におきましては住宅が立ち始めております。

次に、当地区の土地利用計画について御説明をいたします。このスライドは、山田地区の土地利用計画図を示してございまして、この図面では右側が北になっております。

図の中央、J R 山田線陸中山田駅から国道 45 号までの赤色で示した区域は、被災前と同様に町の中心商業地と位置付け、スライドの灰色の部分である津波防災拠点市街地形成施設と紫色の部分の国道 45 号沿道の商業地・産業地とが連携して、一体的に整備を図るものとしております。また、中心商業地の南側の住宅地には、災害公営住宅の用地を設けています。

J R 山田線より西側、図では上側になりますが、こちらは都市計画道路 3・4・4 号川向長崎線の沿道を、駅周辺の幹線道路沿道にふさわしい商業地として、その他の区域は住宅地として計画をしております。

なお、図の下側、国道 45 号沿道では、別の復興土地区画整理事業が行われております。

次に、本地区における事業の経緯を御説明いたします。まず、平成 25 年 7 月 9 日に土地区画整理事業として都市計画決定を行いました。同年 11 月 19 日に事業計画を決定し、事業を開始しております。以後、3 回の事業計画の変更を経まして、現在に至っております。

それでは、今回の事業計画変更案について御説明をいたします。事業名は、山田都市計画事業山田地区震災復興土地区画整理事業です。施行者は山田町です。今回、施行面積を約 20.4ha から約 20.3ha へ変更するものです。総事業費は、127 億 8,235 万円で変更ございません。財源内訳としては、約 93%、118 億円が復興交付金であり、他には、町単独費等が見込まれています。

施行期間は、平成 25 年 11 月 19 日から平成 36 年 3 月 31 日までとなっております。この期間には、清算期間 5 年が含まれております。

また、合算減歩率は、3.73%であり、その内訳としまして、公共減歩率が 3.73%で、保留地は無いため保留地減歩率は 0%でございます。

事業計画変更案の主な内容といたしましては、1 つ目に、施行地区界すなわち境界付近

の排水計画の見直しなどにより、水路や道路用地などの公共用地の一部を事業区域から除外をいたします。

画面左側の変更前の計画では、区域の境界付近の排水を事業区域内の公共用地、青の幅でございますが、こちらに取り込んで新たに整備する側溝等で処理することとしておりました。

右の変更後では、周辺の地形の高低差等を考慮いたしまして、事業区域内と区域外の排水の処理を分け、区域外の排水については、現状の水路で処理することとしました。

意見書の内容は後ほど御説明いたしますが、今回の意見書において、意見者が確認を求めている意見者所有地と公共用地との境界は、変更後、右側の変更後の緑色の線の位置となっております。事業区域と意見者の所有地は、直接は隣接をしないこととなります。

その他の主な変更内容といたしましては、2つ目に、河川管理者である町等との協議を踏まえ、道路の下に暗渠が設置されている用地につきましては、土地の種目において、地方公共団体の道路から国有地の河川に区分を変更したことです。

3つ目に、先ほど御説明いたしました施行地区の境界の変更や、宅地の分筆及び合筆、工事完了後に街区の面積を確認するために実施する街区の確定測量等により、施行前後の地積、面積を変更したことです。

4つ目に、用途地域の指定など、都市計画の変更に伴う事業計画の記載内容を変更したことなどがございます。

それでは、今回の事業計画変更に伴い意見書が提出された経緯について御説明をいたします。施行者である山田町は、4回目の事業計画変更案を取りまとめ、関係機関との協議を経た後に、本年6月5日から18日までの2週間、役場において、公衆の縦覧を行っております。縦覧者は7名で、7月2日までの意見書の提出期間内に、1通の意見書が提出されました。今回の意見書提出者は、事業地区に隣接する地権者でございます。利害関係者として認められます。

本日は、この提出された意見書について、御審議をいただくものであります。

次に今回提出された意見書の要旨について御説明をします。意見書の写しは、議案書の15ページに添付してございます。

また、意見書の要旨及びそれに対する施行者の見解、及び県の見解については、A4判の追加資料に添付しておりますので、併せて御覧ください。

今回提出された意見書は1通であります。内容は、3つに分けられます。

その中で2件の土地について書かれているため、ここでは便宜上、所有地①、所有地②と表記をしております。全て意見書提出者の所有地と、水路などの公共用地との土地境界の再確認に関する内容でございます。

要旨の1点目は、「土地境界周辺の土地形状変更による再確認」についてでございます。

意見書提出者の所有する所有地①と青道・赤道と呼ばれます水路や道路との境界について、以前、山田町と立会いを実施し、確認をしてプラスチック杭を設置しておりますが、周辺の土地形状が変わってしまっているため、再確認をしたいというものです。

意見の2点目は、「土地境界杭の再確認」についてであり、双方の同意がない状態で土地境界杭が設置されたため、再確認を行いたいというものです。

3点目は、所有地②について、7月3日に関係者で境界確認を行う予定であるというも

のです。

次に、本意見に対する事業計画策定者である山田町の見解について御説明をいたします。

意見の要旨1に対する町の見解についてであります。意見の内容は、事業計画変更に対するものではなく、土地境界に関するものであるため、採択すべきではないと考えるというものです。

所有地①付近においては、周辺の土地形状に合わせた水路機能の確保等のため、排水計画の見直しを行い、水路部分等を事業区域から除外し、地区の境界を変更するものでございまして、土地境界の再確認については今回の事業計画変更に対するものではございません。

次に、意見の要旨2に対する町の見解についてであります。意見の内容の具体的な場所が不明確であるとともに、事業計画変更によって地区外となる土地間の境界杭の設置に関する確認要望と考えられ、採択すべきではないと考えるというものです。

意見の要旨3に対する町の見解についてであります。意見の内容に該当する所有地②は、事業計画変更における地区界変更箇所に該当しないため、事業計画変更に対する意見ではなく、採択すべきではないと考えるというものです。

なお、土地の境界につきましては、これまでの立会い経緯などを踏まえまして、個別に対応させていただく予定であると山田町から伺っております。

続きまして、県の考えを御説明いたします。本意見は事業計画に対する意見ではないと考えます。事業計画の策定にあたっては、地形などを踏まえた造成計画や排水計画等を検討して事業区域を設定することは妥当であると考えます。

一方、土地所有者にとって土地の境界に関心があり、再確認を求めることは理解できるものの、今回の事業計画変更そのものに対する意見ではないと考えます。また、事業計画策定者の山田町の見解も同様のものとなっております。よって、本意見は採択すべきではないと考えます。

なお、山田町からは、継続的に意見書提出者への説明や立会いを行っており、今後も引き続き丁寧な説明を行うと伺っております。

以上で、議案第3号、山田都市計画事業山田地区震災復興土地区画整理事業の事業計画案に対する意見書の審査についての説明を終わります。

御審議の程、よろしくお願いいたします。

○会長

御説明がございました議案第3号につきまして、御意見、御質問はございますか。

○委員

今日の資料の10ページのところの絵が描いてある概念図について、意見者の土地が減少しているということがないのかどうかの確認をしたいです。ここの概念図によれば、今回の事業計画の中に水路の部分を含まない範囲に変更したということですが、この水路の位置が変更前の事業区域内の赤い線の区域界と書いているところの線と変更後の緑に書いている線の位置が一致していて、水路自体が所有者の土地に移動して土地を減らしたということではなく、水路の位置はあくまでも変わらず、水路の右側にあった区域界を左側

に移しただけという意味でしょうか。

○事務局（まちづくり課長）

今回は赤で表示されている区画整理の施行区域の変更のみでございます。意見書提出者の御意見としては、区域の外側の緑の部分について御意見があったということです。今回は事業計画上の施行区域の位置の取り方に変更があったのみでございます。

○委員

水路の位置に変更はない、ということですね。わかりました。

○委員

確認ですが、所有地①、所有地②とも公共用地に接しているところ、事業区域の境界だったところが事業区域外になったということで間違いないでしょうか。両方ともそういうことでしょうか。

○事務局（まちづくり課長）

基本的には青道・赤道との境界についての変更ということでございます。

○委員

どちらにしても、境界区域外だったのでしょうが、2つの土地とも同じように事業区域の境界にあったものが、事業区域の境界と所有地との間に公共用地を挟むように区域外変更になったという理解でよろしいですか。

○事務局（まちづくり課長）

はい、そうでございます。

○山田町

すみません。訂正させてください。

○事務局（まちづくり課長）

申し訳ございません。詳細な部分、本日施行者である山田町さんもいますので、補足説明をよろしくお願いします。

○山田町

所有地①については、今のスライドのとおり青線の横が所有地①になっていて、それに対して今回は排水の計画を変更した上で、その青線を区域から外して区域界をずらしたというのが所有地①となります。所有地②については、今回の事業計画の変更では変更していない箇所となります。

○委員

区域内ですか。それとも区域外ですか。

○山田町

もともと同じように所有地②についても、青線の横に所有地②がありますけれども、所有地②については、第3回の変更において新しく増やした箇所になりまして、実際にはその際の変更において、既に排水計画の変更をしていたので、その時点で青線を外して区域界を設定していたものになります。

○委員

第3回の変更のときに青線を外して区域内になっていますか。それとも区域外になっていますか。

○山田町

青線は区域外です。

○委員

はい、わかりました。今回の事業計画についても同じ理由ですか。

○山田町

考えとしては同じ考え方で、今回も外した理由としては地区外の排水計画の変更によるものになります。

○委員

どちらにしても区域外ですか。

○山田町

どちらにしても区域外になります。

○会長

事業計画に対する意見ではないという県の考え方に対していかがでしょうか。

特に御質問がございませんようでしたら、採決に移りたいと思います。

それでは、事務局からの御説明がございましたとおり、この意見を採択しないこととしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

○会長

それでは、この意見は採択しないことといたします。

以上で予定された議事を終了しましたので、事務局へ進行をお返しいたします。

○事務局（都市計画課計画整備担当課長）

ありがとうございました。

以上をもちまして、第 185 回岩手県都市計画審議会を閉会いたします。

なお、次回の審議会につきましては来年の 2 月頃の開催を予定しております。

本日はありがとうございました。